

諮問番号：令和2年諮問第12号

答申番号：令和3年答申第1号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に関して、審査請求人が自立更生費の控除について説明がなく、一切控除が認められなかったことに不服があるとして、本件処分の取消しを求める事案である。

第3 審査請求に至る経過等

審査請求に至る経過等については、次のとおりである。

- 1 平成23年5月13日、審査請求人は、処分庁に対し法に基づく保護を申請し、処分庁は、同日付で審査請求人世帯の保護を開始した。
- 2 平成31年1月24日、処分庁は、法第29条の規定に基づく調査により、平成24年7月26日に受給権が発生した障害基礎年金の遡及受給分〇円（以下「本件遡及年金」という。）を、審査請求人が平成31年2月15日に受給することを確認した。
- 3 平成31年1月30日、処分庁は、審査請求人に対し、本件遡及年金のうち法第63条の規定に基づく費用返還請求権を行使する日から5年より前の年金受給分については収入認定の対象となり、それ以外の分については費用返還請求の対象となることを説明した。また、審査請求人の保護を受給する前に営んでいた自営の事業に必要な道具等の購入に係る自立更生費の控除の申立てについては、処分庁は、遡及して受給した年金収入に係る自立更生費控除は原則として認めておらず、全額返還対象となることを伝えた。
- 4 平成31年2月7日、処分庁は、審査請求人に対し、返還対象額算定表などを用いて本件遡及年金に係る収入認定対象額と法第63条に基づく費用返還請求額について説明を行った。
- 5 平成31年2月26日、処分庁は、審査請求人に対し、過払いとなった保護費から時効分を差し引いた〇円の返還を求める本件処分を行い、同月27日に、本件処分に係る決定通知書を送付した。
- 6 令和元年6月24日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査

請求を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、本件遡及年金について、自立更生控除の説明がなく、一切控除が認められなかったことに不服があるとして、本件処分取消しを求めている。

2 処分庁の主張

遡及して受給した年金収入に係る自立更生費の取扱いについては、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1の（2）において、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮して、「資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること」、「当該費用返還額は原則として全額となること」及び「真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」が示されている。

また、審査請求人に対し、遡及して受給した年金については全額が法第63条に基づく費用返還対象となること、自立更生控除は原則として認められないことについて説明している。

以上のことから、本件処分は適法かつ適正に行われたものであるとして、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

第5 法令の規定等について

- 1 法第4条第1項は「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定し、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と規定している。

法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定しており、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13の5の答（1）において、「法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするもの」とされ、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである旨示されている。

- 2 遡及して受給した年金収入に係る返還金から自立更生費を控除する場合の取扱いについては、課長通知1の（2）において、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮し、他の収入に係る法第63条による返還の場合

よりも厳格に対応することとされている。そのため、課長通知1の(2)の(ア)及び(イ)において、遡及して受給した年金収入に係る費用返還額は原則全額となり、事前に相談のあった真にやむを得ない理由により控除する場合があるが、その場合も実施機関は慎重に必要性を検討することとされている。そして、返還額から控除する額の認定に当たっては、課長通知1の(1)において、保護の実施機関の判断を明確にするために、別添1の様式を活用することが推奨されている。

- 3 遡及して受給した年金収入に係る資力の発生時点については、課長通知1の(2)の(ウ)及び問答集問13の6の答(1)において、年金受給権発生日であるとされており、また、問答集問13の18の答において、法第63条による費用返還請求権の消滅時効期間は「5年間(地方自治法第236条)なので、実際に当該請求権を行使する日(法第63条に基づき返還額の決定をする日)前5年間を超える保護費については、消滅時効が完成したものとして取り扱って差し支えない」としている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 本件請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 審査請求人は、保護受給中の平成31年2月15日に本件遡及年金を受領しているところ、課長通知1の(2)の(ウ)及び問答集問13の6の答(1)において、年金受給権発生日が資力の発生時点とされていることから、平成24年7月26日の時点で審査請求人に資力が発生したものと認められる。そうすると、審査請求人は、平成24年7月26日以降、資力がありながら保護を受けたものといえ、平成25年10月1日から平成30年11月30日までに受給した保護費のうち、本件処分により費用返還請求権を行使する日(平成31年2月26日)前5年間を超える平成25年10月から平成26年2月までの保護費〇円を時効により消滅したものと差し引いた〇円を資力の限度として、法第63条の規定に基づく費用返還義務を負う。

イ 課長通知1の(2)の(ア)及び(イ)において、法第63条による費用返還は、全額返還が原則であるが、当該世帯の自立更生を著しく阻害すると認められる場合には、一定の要件のもと要返還額からの控除が認められるところ、遡及受給した年金収入については、定期的に支給される年金収入が全額収入認定されることとの公平性を考慮し、厳格に対応することが求められており、真にやむを得ない理由により控除すべき費用については慎重に検討することとされている。

本件においては、処分庁が、審査請求人からの自立更生費の控除の申立てについて、課長通知1の(1)の別添1の様式を用いて検討を行っているところ、審査請求人の主治医から審査請求人の病状等について、就労に制限があると聴取したことや、審査請求人が〇市において実施されているチャレンジ就労体験事業でのチャレンジ就労を体験している段階であることを考慮した上で、現実的に自営業を営むことは困難であるとして、真にやむを得ない理由により控除すべき費用があるものとは認められないとした処分庁の判断に誤りは認められない

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第2部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和2年11月4日 審査庁が審査会に諮問

令和2年11月20日 審査関係人の書面提出期限（書面の提出なし）

令和2年11月20日 第1回調査審議（第2部会）

令和2年12月24日 第2回調査審議（第2部会）

令和3年1月26日 第3回調査審議（第2部会）

令和3年1月26日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 審査請求人は、処分庁から自立更生控除についての説明がなく、一切控除が認められなかったことを不服として本件処分の取消しを主張していることから、本件処分に当たって処分庁から審査請求人への説明があったか、また第5の法令の規定等の適用について違法又は不当な点はないかを検討する。

2 遡及して受給した年金収入については、課長通知1の(2)の(ア)及び(イ)において、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮し、厳格に対応することが求められており、「当該費用返還額は原則として全額となること」、「当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること」とされている。

3 審査請求人は自立更生控除についての説明がなかったと主張している。一方で、処分庁の平成31年1月30日付けの記録によれば、処分庁は、審査請求人に対して、遡及して年金を受給した場合の自立更生費の控除は原則認められていない旨の説明を行っている。

4 審査請求人は、かつて営んでいた事業を営みたいと希望し、必要となる道具の購入等に係る費用について自立更生費の控除を求めているが、平成30年12月から○が実施する就労体験に取り組んだものの、平成31年4月からは○や○のため体験を中断している。なお、審査請求人は自立更生費の控除を求めているが、具体的にどのようなものについて控除を求めているかについては、記録がなく、特段主張もなされていない。

5 処分庁が主治医から審査請求人の病状について問い合わせたところ、軽作業は可能、

チャレンジ就労を体験している、治療に加えて生活習慣指導中との旨回答されており、処分庁は、現時点で審査請求人が自ら事業を営むことは、現実的には難しく、審査請求人の希望する自営業を営むための支出は、遡及して受給した年金収入という、自立更生控除が真にやむを得ない理由による場合に限定される場合になおそれに該当する事情は特に認められないと判断したものと認められる。

6 以上、本件では、処分庁が審査請求人に対して自立更生控除の適用について説明を行ったことが認められ、処分庁がその上で審査請求人に自立更生費の控除を適用できるような真にやむを得ない理由を認めず自立更生費の控除を適用せずに行った本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

7 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	西村	幸三
委員	小谷	真理
委員	杉江	正徳